

- セクション7.10に「又は聞きやすい」を追加すべきか、eコマースに係る作業との並びを取ってセクション7.12を追加すべきか。
- 本ガイドライン案はステップ8に進む準備ができているか。

○文言追加

7.10 Food information described or presented using technology shall be clear, prominent and readily legible for audible to the consumer under normal settings and conditions of use of the technological platform.

7.10 テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報は、その技術的プラットフォームを用いる通常の下において、明確で目立つものであり、かつ読みやすい[又は聞きやすい]ものでなければならない。

○新たなセクション7.12の追加

7.12 Where food information is provided using technology, it shall be provided without any additional costs for the consumer.

[7.12 食品情報が技術を使用して提供される場合には、消費者への追加的負担なしに提供されなければならない。]

30

その他の議題について

仮議題 8 :包装済み食品の表示に関する一般基準の改正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形式に関する規定（ステップ 4）

経緯

- CCFL45（2019年 5 月）において、コロンビアが詰め合わせ商品（ジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形式）の食品の表示に関する議論文書を発表し、CCFL46（2021年 9 月）では、これらの包装形式では個々の食品の日付表示や原材料一覧などの表示情報が消費者から隠される可能性があることを強調。
- CCFL47（2023年 5 月）にてEWGが設立され、CCFL48で検討される草案を作成することで合意。EWGにおいて議論が行われた。

○CCFL48における作業文書CX/FL 24/48/8における「マルチパック」「ジョイントプレゼンテーション」の定義の案

"Multipack format" means that presentation that is made up of a secondary outer container and two or more units of the same or different prepackaged food, which are intended to be consumed separately.

Note: For example, small packages of French fries of different flavors in a larger package.

"Joint presentation" means a consisting of an outer container that contains two or more units of food of different nature, which are supplemented or mixed for consumption.

Note: For example, yogurt and cereal.

「マルチパック形式」とは、二次的な外装容器と、別々に消費されることを意図した2つ以上の同じまたは異なる包装済み食品で構成されるものを意味します。

注: 例えば、異なる味のフライドポテトの小包装が大きな包装の中に入っているもの。

「ジョイントプレゼンテーション」とは、消費する際に補足または混合される2つ以上の異なる性質の食品を含む外装容器から構成されるものを意味します。

注: 例えば、ヨーグルトとシリアル。

○ CCFL48における検討事項

- GSLPFのジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形式に関連する改正案の確認。
- 本改正案はステップを進める準備ができているか。

32

仮議題 8 :包装済み食品の表示に関する一般基準の改正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形式に関する規定（ステップ 4）

（参考）我が国では、「食品表示基準Q&A」において、詰め合わせ食品の表示方法についての考え方を提示

加工-241	詰め合わせ食品の表示方法について教えてください。
加工-242	数種類の製品を詰め合わせた場合、原材料名、添加物、内容量の表示はどのようにすればよいですか。
加工-243	数種類の製品を詰め合わせた場合、栄養成分の量及び熱量の表示はどのようにすればよいですか。
加工-244	セットで販売され、通常一緒に食される食品の表示について、個々のものを栄養強調表示することは可能ですか（例えば、うどんとめんつゆのセット商品において「30%塩分カットのめんつゆ使用」と表示した場合）
加工-245	栄養成分表示について、「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知）では、セットで販売され、通常一緒に食される食品の表示については、セット合計の含有量を表示し、これに併せて、セットを構成する個々の食品についても、含有量を表示することは差し支えないとしています。セットを構成する個々の食品の含有量を食品表示基準別記様式 2 又は 3 の様式中に表示することは可能ですか。
加工-246	詰め合わせ商品、個包装集合体のもので、個包装に表示した場合、商品外装パッケージにも表示する必要がありますか。必要がある場合、表示方法を教えてください。また、反対に、個包装に表示せずに商品外装パッケージのみに表示することも可能ですか。

仮議題 8：包装済み食品の表示に関する一般基準の改正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形式に関する規定（ステップ4）

（参考）我が国では、「食品表示基準Q&A」において、詰め合わせ食品の表示方法についての考え方を提示

（加工－241）詰め合わせ食品の表示方法について教えてください。

（答）

1 詰め合わせ食品の表示に当たっては、単なる詰め合わせ商品になるのか、詰め合わせることで新たな独立した一つの商品となるのかによって、表示方法が異なります。

2 単なる詰め合わせ商品の場合

個別の詰め合わせた食品ごとに外装に表示するのが原則です。ただし、詰め合わせた食品の一つ一つに表示があり、外装からその表示が認識できる場合は、改めて外装に表示をする必要はありません。

また、個々の容器包装に表示をしてある食品を、客の求めに応じて箱等に入れて販売する場合の箱等には表示をしなくても差し支えありません。

3 新たな独立した一つの商品（詰め合わせたものを全て使用して合わせて食することを意図した食品等）の場合（例：カップ麺、即席みそ汁、鍋セット等）

全体を一つの食品とみなし、外装に一括表示するのが原則です。この際、各構成要素は当該加工食品の原材料になります。

4 ただし、新たな独立した一つの商品であっても、各構成要素が食品表示基準別表第19及び別表第24の上欄に掲げる食品のうち、以下に掲げる食品に該当する場合は、同表の中欄に掲げる表示事項を同表の下欄に定める表示方法に従い、当該商品の外装に表示してください。

① 即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。）

②～⑱ （略）

5 上記詰め合わせの形態にかかわらず、食品表示基準第3条第1項の表の製造所等の所在地及び製造者等の氏名又は名称の表示については、それぞれ異なる製造所等で容器包装され販売に供する個別食品を詰め合わせる場合、原則、各々の個別食品について表示が必要ですが、一つの独立した商品として販売される食品に該当する場合は、いずれかの個別食品の製造又は加工を行い、かつ、最終的に詰め合わせを行った事業者のみを製造所又は加工所として表示することができます。この場合、表示責任者が詰め合わせ食品の製造又は加工を行う事業者と合意しておく必要があります。

34

仮議題 9：アルコール飲料の表示（討議文書）

背景と議論の経過

- CCFL45（2019年）において、アルコール飲料の表示に関する文書に関して次の5つの勧告が示され、どの勧告に基づき検討を進めるか議論が行われた。WHOからは、消費者が容易にアルコール量を理解できる表示が必要等との主張があった。次回会合でもこの議題を検討すること、そのためにロシア、EU、インドが各国の意見を聞いて討議文書を用意することが合意された。
 - 勧告1 新たな規格の策定作業の開始
 - 勧告2 既存の規格（「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」等）でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示・栄養表示の改訂の検討開始
 - 勧告3 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示の改訂の検討開始
 - 勧告4 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理の開始
 - 勧告5 新規作業を開始しない
- CCFL46（2021年）では、COVID19が原因で討議文書は準備できなかったが、引き続き討議文書の作成を行いたい旨ロシアから発言があった。今次会合では本件に係る議論は行われなかったが、WHOから、この議題は公衆衛生上有益であるため、討議文書の作成を支援する旨の発言があり、次回会合でもこの議題を検討すること、そのためにロシア、EU、インドが各国の意見を聞いて討議文書を用意することが合意された。
- CCFL47（2023年）でも討議文書は準備されていなかった。ただし、WHOとEUROCARE から議場内配布文書（CRD）が提出されていたこともあり、本議題を部会のアジェンダとして残すか否かが議論された。WHOの担当者は本議題の重要性について強調し、これに賛同する加盟国もあったが、この議題を主導しようとする加盟国は現れなかった。WHOはそこで、WHO自身が討議文書を作成する旨を提案した。加盟国でもないWHOが討議文書を作成することに疑問を呈する加盟国もあったが、コーデックス事務局は、FAOまたはWHOの事務局長が議題を設定することができると述べた。コーデックス事務局は、コーデックスの表示に関する既存の文書はアルコール飲料にも適用されているが、にも拘わらず一部の加盟国においてはそのように適用されているように見えないと述べた。次回会合でもこの議題を検討すること、この議題に対しコーデックス委員会が取りうる将来の行動に関して事務局が回付文書（CL）を発出すること、CLの結果に基づいてWHOが討議文書を作成することが、合意された。

発出されたCLに対する日本のスタンス

- CCFL47後発出されたCLは、第一問で、酒類の表示に必要な項目はどのようなものがあるかを聞き、第二問でコーデックスが酒類の表示に関する新規文書を作成することの要否を聞く、という構成だったが、日本は両問に回答するに先立って、以下の一般的意見を述べた。
 - ①食品に適用されるコーデックスの各種規格等は、日本では主に「食品表示基準」が担保している。当該基準は、食品表示に関連する既存のコーデックス文書同様、原則アルコール飲料を含む全ての食品に適用されている。
 - ②各国・地域では、既にアルコールを含む食品の表示が制度化されており、現時点で特段の不都合が生じている状況にはないと承知している。したがって、コーデックス食品表示部会が、アルコールを含む食品それぞれについて、表示の規定を設ける必要があるとまでは言えない。
 - ③アルコール飲料の種類ごとの規制（名称、原材料、表示等）については、各国・地域の法令や、各酒類の事業者団体による自主基準等に委ねられるべきと考える。
 - ④もし、既存のコーデックス規格をアルコール飲料に適用しにくいという加盟国があったとしても、新しいコーデックス規格を策定するのではなく、既存のコーデックス規格及び関連文書を改訂すれば良いと考える。

CCFL48に提案されている討議文書

- 討議文書で、WHOは、CLへの回答を分析した結果、多くの国がアルコール飲料の表示について新しい取り組みを行うことに賛同している、と結論付けている。
- 討議文書で、WHOは、以下の事項を検討するよう部会に勧告している。
 - ①アルコール飲料向けの義務的表示事項の策定とその適用範囲の決定
 - ②コーデックス文書における「食品」の定義の見直しと「飲料」「ノンアルコール飲料」「アルコール飲料」の定義の策定
 - ③既存のコーデックス文書がアルコール飲料に適用される旨の新たな規定の追加や、上記①②を反映させた、既存のコーデックス文書の改訂・修正
- 一方で、各国のCLへの回答を確認すると、例えばEU、米国、カナダは、第1問、第2問の回答欄は空欄のままでアルコール飲料の表示に関して、既存のさまざまなルールに上乗せしてコーデックスが新たな文書を作成する必要はないと回答している。英国やニュージーランドは（日本と同様）回答欄にも記入したうえで、コーデックスが新たな文書を作成する必要はないとのコメントを記入している。

36

仮議題10：緊急事態における食品表示規定の適用（討議文書）

経緯

- 近年の緊急事態の発生を受け、安全で十分な食糧供給を確保するために、多くの国が食品表示要件に一定の一時的な柔軟性を導入することを検討している。
- 現在コーデックスの文書については、緊急事態に各国がとることのできる措置や検討すべき事項についての指針は示されていない。
- CCFL47において討議文書が提出され、その後協議文書を通じて、このようなガイドラインが有益かどうか、取り扱う範囲はどの程度とすべきか、「緊急事態（emergency）」や「柔軟性（flexibility）」などの定義が必要かどうか、緊急事態かどうかの判断基準とはどのようなものであるべきかなどについて議論がなされた。
- リスク評価に基づいた安全性の確保が最優先事項であるということは各国の共通の考え方であったが、「緊急事態（emergency）」や「柔軟性（flexibility）」などの用語の定義の必要性や、ガイドラインの内容をどこまで具体的に定めるかなどについては、意見が分かれた。
- 協議文書における議論の内容をもとに、討議文書を更新し、プロジェクトドキュメント及びガイドライン草案のサンプルテキストが作成された。

○ CCFL48における検討事項

- 討議文書及びプロジェクトドキュメントの検討。
- CCFL49において検討されるガイドライン案を準備するためのEWGの設置。

仮議題10：緊急事態における食品表示規定の適用（討議文書）

○サンプルテキスト「緊急事態における食品表示措置の適用に関するガイドライン」

目的と範囲

- 本ガイドラインの目的は、サプライチェーンの混乱を引き起こす緊急事態における食品表示規制の検討と柔軟な適用に関する一般原則と意思決定基準を通じてガイダンスを提供し、そのような緊急事態において所管当局が適用する食品表示の柔軟性を確保しつつ、不確実な状況において食品の安全性と公正な取引を維持するために、そのような柔軟性が可能な限り調和がとれ、リスクベースであるようにすることである。
- 本ガイドラインは、包装食品と非小売用容器入り食品の両方に適用される。
- 本ガイドラインにおいて、緊急事態（emergency）とは、国際的な食料サプライチェーンの全体または一部に重大な混乱を引き起こす、例外的かつ一時的な出来事を意味する。（中略）このような緊急事態は世界的または地域的に発生する可能性があり、安全で適切な食品供給を維持するために管轄当局が食品表示規制の柔軟な適用を検討するよう促す可能性がある。
- 本ガイドラインにおいて、そのような柔軟性は、緊急時に安全で適切な食料供給を促進するためにどうしても必要な範囲および期間における、リスクに基づいた食品表示規制の適用除外（risk-based derogation）とであるものとし、それは管轄当局によって決定される。

その他の主な内容

- 緊急事態の発生前に管轄当局が行うべき事項
（例：国内法との整合性の見直しや、緊急事態に従うべき手順、利害関係者の責任、関係諸国や大衆への通知方法などを含めた計画の作成など）
- 緊急事態かどうかを判断する基準
- 緊急事態に実行できる措置の条件
（例：安全性を損なわない、特定の事業者に不当な優位性を与えない、透明性のある情報通知など）

38

仮議題11：トランス脂肪酸（討議文書）

○ CCFL48における検討事項

（前回(CCFL47)に引き続き、油脂部会(CCFO)での議論の進展を待つ必要があることから、CCFL48において特段の検討は行われない見込み）

○ 経緯

- 食品に関するすべての強調表示に適用される一般的なガイダンスは、現在、強調表示に関する一般ガイドライン（*General guidelines on claims*）（CXG 1-1979）で提供されているが、当該ガイドラインが作成された当時、持続可能性に関連する表示は食品の間では一般的ではなかった。
 - 近年、食品に関する持続可能性関連の表示、特に環境要素を含む表示が増加していることから、これらの表示が有意義で、誤認を招かないものであるようにするため、CCFLの提供するガイダンスの改善及び一般ガイドラインの修正が提案された。
 - 2022年に実施した実態調査の結果、持続可能性に関する強調表示のほとんどが環境に関連する表示であったこと、持続可能性という用語の表す範囲が広範すぎるという意見があったことから、CCFLが提供するガイダンスの対象範囲は、環境に関する強調表示（*environmental claims*）に限定し、強調表示に関する一般ガイドラインを改正し、当該ガイドラインの範囲内でガイダンスを提供することが提案された。
 - また、環境に関する強調表示のうち、食品そのものに関するものではないもの（包装や食品を生産する企業のコミットメントなどに関する強調表示）については、一般ガイドラインの範囲外のため、これらをガイドラインの範囲に含めるべきかどうかを検討する必要があるとされた。
- ※一般ガイドラインの対象範囲は、“食品に対してなされる強調表示に関するもの”となっている。

○ CCFL48における検討事項

- CCFLが提供する持続可能性に関する強調表示に関するガイダンスは、環境に関する強調表示に限定し、その強調表示が意味を持ち、誤認を招かないものであるようにすることに重点を置くとしてよい。
- CCFLが提供する環境に関する強調表示に関するガイダンスを、強調表示に関する一般ガイドライン（CXG 1-1979）に含めるべきか。
- ガイドラインの改正や、範囲の拡張に関する作業を開始してよい。

40

議題13：砂糖の表示 - 添加糖類の定義（討議文書）

○ 経緯

- CCFL47（2023年5月）において、コスタリカから添加糖類の定義について、次回のCCFLまでに討議文書を作成することで合意した。「栄養表示に関するガイドライン」（CXG2-1985）に添加糖類の定義を盛り込む必要性について議論し、当該ガイドラインの3.2「栄養素のリスト」に添加糖類を含める必要性について議論した。

○ 主な内容

- 添加糖類の定義の有無、添加糖類が任意表示か義務表示なのか
- 添加糖類を定義するために使用した方法について
- コーデックスが添加糖類の定義をすることの重要性とそれを検討する委員会について
- コーデックスが栄養素のリストに添加糖類を含めるべきか、またこのリストに含むことを義務、任意どちらにするべきか
- CCFLで添加糖類の定義を作成する時の潜在的な障壁などについて

○ CCFL48における検討事項

- 添加糖類の定義の確立に向けた更なる作業
- 関連するコーデックス文書（「栄養表示に関するガイドライン」（CXG2-1985）及び「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン」（CXG23-1997））について、
 - 添加糖類の定義はどこに組み込まれるべきかの決定
 - 添加糖類は表示されるべき栄養成分リストに含まれるべきかの分析
 - 添加糖類の表示は義務であるべきか任意であるべきかの決定